地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱

北海道釧路総合振興局長

第１　趣旨

この要綱は、北海道地域振興条例（平成 21 年北海道条例第 51 号）に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に要する経費について、配当された予算の範囲内で、北海道釧路総合振興局長（以下「局長」という。)が交付する地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（以下「交付金」という。）に関し、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

第２　事業区分及び交付対象事業等

交付金の事業区分並びに交付対象事業、交付対象者、交付対象経費、交付金の限度額、単位及び交付率は、次のとおりとする。

事業区分	交付対象事業等
１　地域振興事業	別紙１－１に定めるとおり。
２　保健福祉事業	別紙１－２に定めるとおり。
３　産業振興事業	別紙１－３に定めるとおり。
４　環境生活事業	別紙１－４に定めるとおり。
５　教育文化スポーツ事業	別紙１－５に定めるとおり。

第３　交付金の算定

交付金の算定は、交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内とする。

なお、各交付対象事業における交付金の算定の詳細は別紙１－１から１－５に定めるとおりとする。

第４　交付金の交付

１　交付金は、交付申請者の求めに応じ、複数の交付対象事業（局長が定める事業を除く。）を一括して交付することができる。（市町村、一部事務組合又は広域連合の場合に限る。）

なお、この場合における交付金の限度額、単位及び交付率は、当該事業を構成する交付対象事業（以下「構成事業」という。）単位のそれぞれの定めによるものとする。

２　複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）は、代表する一の市町村に対し交付金を交付することができる。

第５　事業計画等の提出

交付金の交付を受けようとする者は、次のとおり、事業ごとに別紙１－１から１－５に定める事業実施概要（計画）書に関係書類を添付の上、総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

１　事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

２　事業の効果が複数の総合振興局及び振興局が所管する地域に及ぶ場合は、当該地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局長又は振興局長に提出することができる。

３　複数市町村が連携する事業（総合振興局又は振興局の区域を越えて連携する事業を含む。）のうち、代表する一の市町村が交付申請する場合にあっては、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

４　次の事業については、事業実施地（２に該当する場合は団体所在地）の市町村長を経由して提出するものとする（第７の交付申請について同じ。）。

（１）各事業区分における標準事業（ソフト事業）のうち、局長が適当と認める者が実施する事業。

（２）別紙１－２の８の共生型地域福祉拠点整備・促進事業のうち、特認団体が実施する事業。

（３）別紙１－３の７の小規模林道整備事業のうち、森林組合が実施する事業。

第６　交付対象事業の採択及び交付の内示

１　局長は、第５により提出された書類の内容を審査の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交付を受けようとする者に対し、交付の内示を行うものとする。

２　優先的に採択する事業及び採択の優先度が低い事業については、別紙２－５の第１に定めるとおりとし、これに基づき審査を行った上で採択を行うものとする。

３　前項のうち、別紙２－５の第１の１の（１)に掲げる最も優先して採択する事業の採択に当たっては、局長は、交付金の交付を受けようとする者から提出のあった書類の写しを知事に送付するものとし、知事は、提出された書類の内容を審査の上、対象となる事業を内定し、局長に通知する。

４　交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。

第７　交付の申請

１　交付の内示を受けた者は、地域づくり総合交付金交付申請書（別記第 30 号様式）（以下、「交付申請書」という。）に別表１に掲げる書類を添付の上、局長に提出しなければならない。

２　交付申請書の提出は、次により行うものとする。

（１）提出期限　別途指示する

（２）提出先　　釧路総合振興局地域創生部地域政策課

３　交付の内示を受けた者は、交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第８　交付の決定等

１　局長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付の決定を行い、別記第 80 号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

２　局長は、事業着手後に交付決定を行う場合には、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定であっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

第９　申請の取下げ

１　交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、地域づくり総合交付金交付申請取下書（別記第 84 号様式）を局長に提出し、申請の取下げをすることができる。

２　１の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 10　交付事業の変更

交付事業者は、交付事業の内容の変更をしようとするときは、地域づくり総合交付金交付事業変更承認申請書（別記第 83 号様式）に別表１に掲げる書類を添付の上、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

１　その変更が、目的の達成及び事業の能率的遂行に支障がないと認められ、かつ、当該事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合。

２　構成事業間の交付対象経費の配分変更で、各構成事業における交付対象経費の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合。
３　構成事業間の交付金の配分変更で、各構成事業単位の交付対象経費に交付率を乗じて得た交付金の額であり、かつ、別紙１－１から１－５に定める各交付対象事業の上限額及び下限額の範囲内の場合。（ただし、局長が特に必要と認める事業を除く。）

第 11　交付事業の中止又は廃止

交付事業者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ局長に地域づくり総合交付金交付事業等中止（廃止）承認申請書（別記第 85 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない

第 12　交付事業の執行の遅延又は不能

交付事業者は、交付事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに局長に交付事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 156 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 13　交付事業の遂行状況

局長は、交付事業の適正な執行を図るため必要があるときは、交付事業者に対して、事業ごとに別紙１－１から１－５に定める事業遂行状況報告書により、局長が別に定める日までに当該交付事業の遂行状況に関して報告を求め、又は当該総合振興局職員に調査をさせるものとする。

第 14　工事完成届

１　交付事業者は、交付事業に係る工事が完成したときは、速やかに交付事業に係る工事完成届（別記第 94 号様式）を局長に提出しなければならない。
２　局長は、工事完成届を受理したときは、当該総合振興局職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写しを添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

第 15　実績報告等

１　交付事業者は、交付事業が完了したとき（交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日から 30 日以内（当該事業が第７の規定により交付金の交付申請をする日の 30 日以前に終了している場合は、当該申請と同時）又は翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに、地域づくり総合交付金事業実績報告書（別記第 100 号様式）（以下、「実績報告書」という。）に別表２に掲げる書類を添付の上、局長に提出しなければならない。
２　交付事業者は、実績報告書の提出にあたって、この交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
３　交付事業者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの交付金（間接補助事業の場合は、事業実施主体の当該交付金）に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 129 号様式によりその金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに局長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定の日の翌年６月 30 日までに局長に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに局長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 16　交付金の額の確定

局長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき金額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

第 17　交付事業の点検・評価

北海道総合計画に基づく連携地域別政策展開方針における地域重点政策ユニットのプロジェクトの重要業績評価指標（以下「ＫＰＩ」という。）に資する事業及び別紙２-５の第１の１で定める地域創生に向けて取り組む事業については、事業実施後に地域づくり連携会議などにより事業効果等の点検・評価を行うものとする。

第 18　交付事業に関する帳簿及び書類

交付事業に関する帳簿及び書類のうち、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

第 19　財産の処分の制限

交付事業により生じる財産の取扱いは、別紙２－４に定めるとおりとする。

第 20　電子メールによる申請等

交付事業者は、交付の申請、届出、その他この交付事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を次の電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

【電子メールアドレス】kushiro.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

第 21　交付金の交付等に関する権限の委任

この交付金の交付決定、交付金の額の確定その他交付金の交付に関する知事の権限は、局長に委任されている。

第 22　様式

この要綱に定める申請書その他の書類の様式は、別表３に定めるところによる。

第 23　その他

広域連携強化事業に関する事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年 11 月４日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年６月２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。